



古城小だより

古城小HP
QRコード⇒



令和5年2月22日 No.11

今年度も残り1か月ですが、古城小では教育活動の幅を広げています。

校長

1月26日(木)の縄跳び発表会では、たくさんの保護者の皆様に御参観いただき、ありがとうございました。子どもたちにとって、保護者の皆様の参観が大きな励みになりました。現在も、子どもたちは寒さに負けず、縄跳び練習を頑張っています。

さて、令和4年度の学校生活も残り1か月となりましたが、古城小では教育活動の幅を広げています。委員会活動においても新たな活動が行われています。その1つとして図書委員会では、2月の水曜日の昼休みに、図書室において紙芝居の読み聞かせを行っています。毎回、2人1組の図書委員が発表していますが、とてもすばらしい読み方で、事前にしっかりと練習を重ねていることがわかります。また、毎回、多くの子どもたちが図書室を訪れ、真剣に聞いている姿からもとても価値ある取り組みだと感じています。

3月3日(金)には、3年ぶりに保護者参観による6年生を送る会を実施します。今後も、子どもたちの教育活動を充実させるために、さらに工夫して進めていきたいと思っておりますので、引き続き御協力をお願いいたします。



【3月の主な行事予定】

- 2日(木) 読み聞かせボランティア活動
- 3日(金) 6年生を送る会、学級懇談会 全校5時間授業(15:00下校)
※学校評議員会(15:30~)
- 6日(月) 短縮5時間授業(13:45下校)
- 7日(火) 避難訓練 短縮5時間授業(13:45下校)
- 8日(水) 地区児童会 短縮5時間授業(13:45下校)
- 9日(木) 古城小検定 短縮5時間授業(13:45下校)
- 10日(金) 交通安全指導日 大掃除(4~6年) 短縮5時間授業(13:45下校)
※PTA役員会議(18:30~)
- 13日(月) 短縮5時間授業(13:45下校)
- 15日(水) 委員会活動(昼休み)
- 16日(木) 読み聞かせボランティア活動 6年給食最終
- 17日(金) 6年修了式 1~3, 6年(14:40下校) 4, 5年(15:25下校)
- 18日(土) 卒業証書授与式 1~5年(11:50頃下校) 6年(11:30頃下校)
- 20日(月) 交通安全指導日 全校5時間授業(14:40下校)
- 21日(火) 春分の日
- 22日(水) 全校5時間授業(14:40下校)
- 23日(木) 修了式 給食終了 全校4時間授業(12:55下校)
- 24日(金) 振替休業【18日(土)卒業証書授与式の振替】
- 25日(土) 学年末・学年始め休業 【4月6日(木)まで】
- 28日(火) 年度末異動職員お知らせ(テトルまたはスクールメール) →変更の可能性あり



【旭市小・中学校図工美術作品展】

奨励賞 6年
入選 1年
2年
3年
4年
5年
6年

※個人情報のため、HPでは氏名を記載しません

【旭市ふるさと文芸賞】

大賞 俳句 小学生の部 第6学年
優秀賞 俳句 小学生の部 第4学年
俳句 小学生の部 第5学年



【第72回社会を明るくする運動作文コンクール】

優秀賞 第5学年
第6学年

福祉教育について

4・5年生では、総合的な学習の時間を活用して、福祉教育を進めています。具体的には、目が不自由な子どもたちが通う盲学校や寄宿舎の生活について学習しています。目が不自由でも、勉強やサッカーボールに一所懸命取り組んでいる様子を知り、点字の読み方や打ち方についても学習しているところです。

本校では、今年度から県の福祉教育指定校となり、これまで取り組んできた、地域の方々との交流や異学年交流に加え、障害者理解に関わる学習にも取り組んでいます。福祉とは、自分のことだけでなく、まわりの人も大切に思い、一人ひとりそれぞれの人の考え方、生き方を尊重し、「ともに生きる力」を培うことです。福祉教育をとおして、年少者も高齢者も、障害のある人もない人も、国籍や言葉の異なる人も、すべての人々が社会の中で、心豊かで幸せな生活を送ることができるようにする心を、子どもたちに育てていきたいと思いを。



週休日等における学校敷地内の施設利用について

先日、スクールメールでお知らせしましたが、週休日等（土日、祝日等）における学校敷地内の施設利用について、改めて御連絡します。

昨年度、学校では、保護者の皆様に対して、「週休日等において保護者が同伴した場合、在校児童が遊具等を利用できる」と説明しておりました。

しかし、先月、改めて旭市教育委員会に週休日等の学校施設利用について確認し、指導を受けた結果、古城小の立地条件と児童の安全・防犯及び施設管理等を考慮し、今後、学校の週休日等において、学校関係職員以外は原則、学校敷地内に入ることを禁止することとなりました。よって、週休日等に保護者が同伴の場合でも、原則、在校児童が運動場や遊具を使用することはできません。

本来ならば、学校と旭市教育委員会が年度当初にしっかり確認し、保護者の皆様に説明すべき内容でありましたが、年度途中の連絡となり、大変申し訳ございませんでした。

なお、週休日等において学校の運動場等を希望する各団体が、事前に申請し、使用する可能性については、今後も、旭市教育委員会と協議して行く予定です。